

**令和8年度 再生利用の用に供する廃食用油（植物性）の売却（単価契約）
見積業者募集要領**

この要領は、宇治市の拠点回収により市民が排出した家庭系廃食用油および保育所、小中学校給食（自校・自園方式及び給食センター方式）から排出される事業系廃食用油を資源の原料として有価売却する相手となる業者を募集し決定するにあたり、必要な事項を定めるものである。参加を希望する場合は、関係書類を熟読、承知のうえ申し込むこと。

なお、本案件は手続きの効率化を図るため、まち美化推進課、学校管理課、保育支援課の業務を統合して公募し、一括して業者選定を行うものである。

1. 案件名 令和8年度 再生利用の用に供する廃食用油（植物性）の売却

2. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 売却対象物品の詳細

担当部署	区分	排出元（回収場所）	回収形態	回収頻度	年間 予定数量
まち美化推進課	家庭系	市内拠点 13 箇所	ペットボトル封入状態	週 1 回	9,800kg
学校管理課	事業系	市立小学校 17 校 給食センター1 施設	一斗缶他（協議の上定める）	2 週間に 1 回 月 1 回	38,700kg
保育支援課	事業系	市立保育所 7 園	一斗缶他（協議の上定める）	概ね 4~8 週間に 1 回	1,500kg
合計					50,000kg

※年間予定数量はあくまでも予定量であり売却量を保証するものでない。

4. 最低売却価格（単価） 1kg あたり 1円（税込）

5. 見積価格について

- ・見積書に記載する見積単価（円/kg）は担当部署ごとに1kgあたりの買取単価（税込）を提示すること。また、見積単価（円/kg）は小数点第1位までの記入を認める。
- ・見積者は収集運搬等に係る経費、容器処分費等を十分に勘案して見積すること。
- ・計量を容積（ℓ）で行っている場合は、比重を0.9と想定し重量（kg）への換算すること。
- ・見積額は、担当部署ごとの見積単価（円/kg）（税込）に、本市が想定する年間予定数量を乗じた年間見積額をそれぞれ足し合わせた合計（年間見積額合計）とする。

6. 応募資格

- (1) 地方自治法施行令 第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 回収した廃食用油を、資源として100%適正に資源化できる体制を有すること。
- (3) 所在地の市町村に対し、市町村民税を滞納していないこと。法人税（個人の場合は申告所得税）を滞納していないこと。消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

7. 応募・見積書類

- (1) 募集要領
- (2) 契約書約款（共通）
- (3) 仕様書（まち美化推進課、学校管理課、保育支援課）
- (4) (様式1) 指名競争見積参加申込書
- (5) (様式2) 見積参加資格審査申請書
- (6) (様式3) 見積書
- (7) (様式任意) 廃食用油再資源化計画書

<留意点>

- ・様式2は宇治市指名競争入札参加資格者登録を行っていない場合に提出すること。
- ・廃食用油再資源化計画書は、廃食用油を回収後、再資源化されるまでのフロー図等を提出すること。
- ・提出する書類の押印についてはすべて実印を押すこと。

8. 応募・見積書類の受付

- (1) 受付期間
令和8年2月26日（木）～3月10日（火）
午前8時30分～午後5時15分（ただし土曜日、日曜日を除く）
- (2) 提出先
宇治市役所 まち美化推進課
- (3) 提出方法
持参による提出を基本とし、郵送の場合は受付期間内必着とする。

9. 業務に関する質問の受付

- (1) 受付期間
令和8年2月26日（木）～3月4日（水）
午前8時30分～午後5時15分（ただし土曜日、日曜日を除く）
- (2) 提出方法
質問書を作成し、持参、郵送（令和8年3月4日（水）必着）、ファックスで提出すること。
ただし、郵送、ファックスの場合には、あわせて電話で連絡し到着を確認すること。
- (3) 回答
令和8年3月6日（金）中に市ホームページに公開

10. 落札者の決定

見積参加資格について応募書類で審査し、参加資格のある者のうち、担当部署ごとの見積単価(円/kg)(税込)に、本市が想定する年間予定数量を乗じた年間見積額をそれぞれ足し合わせた合計(年間見積額合計)の最高値を提示したものを落札者とする。結果は、令和8年3月13日(金)までに、参加者全員にEメールにて通知する。

なお、見積額が同額の場合はくじ引きで決定することとし、その場合は該当者にくじ引きを実施する日時・場所を連絡する。

11. 契約の手続き

落札者は、まち美化推進課、学校管理課、保育支援課の各部署とそれぞれ個別の売買契約を締結する。

12. その他の留意事項

- (1) 収集運搬に要する一切の経費(車両、人件費、容器の処分費用、回収拠点の清掃費用等)は見積単価に含まれるものとし、本市からの費用払いは行わない。
- (2) 回収された廃食用油は、SAF(持続可能な航空燃料)、BDF(バイオディーゼル燃料)、石鹼、飼料等の原料として再資源化すること。単なる焼却処分や、市の承諾のない転売は認めない。
- (3) 契約料金の納付
契約料金は、市の定める期日までに市が発行する納付書に基づき納入すること。
- (4) 個人情報の保護
本業務の履行にあたっては、個人情報保護法を遵守し、業務上知り得た個人情報については適切に保護しなければならない。
- (5) 虚偽の記載をした場合
応募書類に虚偽の記載があった場合、その応募は無効とする。
- (6) その他
市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合がある。

13. スケジュール

応募書類の受付	令和8年2月26日(木)～3月10日(火)
見積書の受付	令和8年2月26日(木)～3月10日(火)
業務に関する質問の受付	令和8年2月26日(木)～3月4日(水)
質問に対する回答の公開	令和8年3月6日(金)
落札者の決定	令和8年3月13日(金)までに通知
契約予定日	令和8年4月1日(水)

14. 担当課

人権環境部まち美化推進課

[住所] 〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33

[電話] 0774-20-8762 (直通)

[ファックス] 0774-21-0423

[電子メール] machibika@city.uji.kyoto.jp